

札幌市消費者センター条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市消費者センター条例の一部を改正する条例

札幌市消費者センター条例（平成 15 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 条に次の 1 項を加える。

2 センターは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとする。

(2) 第 2 条の 2 の見出し中「及び休館日」を「、休館日等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、前条第 3 号に掲げる事業に係る事務を行う日及び時間は、市長が告示で定める。

(3) 第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（組織及び運営）

第 2 条の 3 市長は、センターに、センターの事務を掌理する長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 市長は、センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないこと

その他の消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第2条の4 市長は、センターにおける法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 第11条第4項中「第2条の2」を「第2条の2第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(理 由)

消費者安全法の一部改正に伴い、消費者センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める等のため、本案を提出する。